

第1章 総則

第1節 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務（以下「消防同意」という。）及び法第 4 章並びに石狩北部地区消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年 11 月 7 日条例第 26 号）の規定に基づく消防用設備等の設置規制事務（以下「設備規制事務」という。）の審査に必要な事項を定め、当該審査事務における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、事務手続きの簡素化及び迅速化を図ることを目的とする。

第2節 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性等に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（本審査基準内では★で表示）については、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が該当関係者等に対して、火災安全向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

建築物の防火のために要する諸条件は、個別的、動態的であり、消防目的を達成するためには、行政指導が必要である。現在は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の制定により、行政の透明性、明確性が求められていることから、消防関係法令に規定された事項のほか、行政指導に係るものについては、特別の定めがある場合を除き、本審査基準に基づく行政指導により行うものとすること。

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日現在の法令等に基づき構成されているものである。基準日以降の法令改正等により変更があることに十分留意されたい。

第3節 用語例

この基準における用語の例は、次表の用語内容に示すとおりである。

No.	用語例	用語内容
1	法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
2	政令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
3	省令	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
4	危政令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
5	危省令	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 条）
6	条例	石狩北部地区消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 26 号）
7	規則	石狩北部地区消防事務組合予防規則（平成 16 年規則第 9 号）
8	規程	石狩北部地区消防事務組合火災予防規程（平成 17 年訓令第 1 号）
9	要綱	石狩北部地区消防事務組合火災予防事務処理要綱 (平成 17 年 3 月 31 日消防長決裁)
10	建基法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
11	建基政令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
12	建基省令	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
13	平〇〇 告△△△号	平成 12 年まで建設省告示 平成 13 年以降国土交通省告示 (〇〇部分は年、△△△部分は一連番号)
14	道建基条例	北海道建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 33 号）
15	道建基細則	北海道建築基準法施行細則（昭和 48 年規則第 9 号）
16	建築物	建基法第 2 条第 1 号に規定するもの
17	建築設備	建基法第 2 条第 3 号に規定するもの
18	居室	建基法第 2 条第 4 号に規定するもの
19	主要構造部	建基法第 2 条第 5 号に規定するもの
20	延焼のおそれのある部分	建基法第 2 条第 6 号に規定するもの
21	耐火構造	建基法第 2 条第 7 号に規定するもの
22	準耐火構造	建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するもの
23	防火構造	建基法第 2 条第 8 号に規定するもの
24	準防火構造	建基法第 23 条に規定する準防火性能を有するもの
25	不燃材料	建基法第 2 条第 9 号に規定するもの
26	耐火建築物	建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するもの
27	準耐火建築物	建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するもの
28	特定行政庁	建基法第 2 条第 35 号に規定するもの
29	建築主事	建基法第 4 条に規定するもの
30	指定確認検査機関	建基法第 77 条の 21 に規定するもの
31	登録認定機関	省令第 31 条の 5 に規定する法人
32	地階	建基政令第 1 条第 2 号に規定するもの

33	準不燃材料	建基政令第 1 条第 5 号に規定するもの
34	難燃材料	建基政令第 1 条第 6 号に規定するもの
35	階数	建基政令第 2 条第 1 項第 8 号に規定するもの
36	防火設備	建基法第 2 条第 9 号の 2 口及び第 64 条に規定するもの
37	特定防火設備	建基政令第 112 条第 1 項に規定するもの
38	防火戸	建基政令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
39	特定防火戸	特定防火設備である防火戸（特定防火設備のうちの防火戸をいう。）
40	小屋裏	小屋ばりと屋根に囲まれた部分
41	天井裏	天井と小屋ばり又は直上階の床とに囲まれた部分
42	検定品	日本消防検定協会の行う検定試験に合格したもの
43	鑑定品	日本消防検定協会の行う鑑定試験に合格したもの ※日本消防検定協会の鑑定事業は平成 25 年 3 月 31 日で廃止された。
44	J I S	日本産業規格

無印 ~ 法令基準

★ ~ 指導基準

消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、
都市部の密集性や寒冷地の特性、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消
防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導
事項

◆ ~ 法令基準と指導基準

第4節 審査上の留意事項

第1 一般的な留意事項

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査を行うものである。このことから、下記事項に留意し、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行う必要がある。

- 1 消防同意及び設備規制事務は建築物の出火防止、火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火及び延焼拡大防止を含む消火活動等の防災対策を総合的な視野に立って指導を行うものであること。
- 2 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるようを行うこと。
- 3 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 4 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 5 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるように指導すること。
- 6 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 7 消防同意にあたって、一定の建築物については、建基法第2章関係の単体規定の一部について審査を要しないこととされているので、これに留意し審査するものであること。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物係・担当との連絡・連携等に配慮すること。
- 9 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置されるものについても、原則として、消防法令に定める設置及び維持の技術上の基準を準用することであること。
- 10 耐火性能検証法及び防火区画検証法（建基政令第108条の3）並びに避難安全検証法（建基政令第129条の2・同第129条の2の2）により、防火区画や避難規定に関する規定の適用除外を行っているものにあっては、建築物の形態、使用用途等で異なることから、適用される係数及び計算式等が適合しているかを審査し、また、適用除外規定、その根拠及び前提条件等について、建築許可等同意書に記録をし、完成検査や査察時等に確認すること。
- 11 型式適合認定及び型式部材等製造者認証により設計された建築物等については、建基法上の審査・検査の省略対象となる規定があることから、第1章第5節第2.6により審査を行うこと。
- 12 消防同意事務を行う際は、建築許可等同意書及び打合せ記録等を、行政手続法を踏まえ、第三者にも分かるように作成すること。

13 「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和38年5月8日自消乙予発第11号)、「消防法等の一部を改正する法律等の施行について」(昭和59年3月27日消防予第52号)、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」(昭和59年3月27日消防予第53号)、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」(平成7年1月10日消防予第2号)及び「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いに係る留意事項について」(平成7年1月10日消防予第3号)を参考とし、指定確認検査機関が行う建築確認に係る消防同意事務を行う場合に準用される。

この場合において、各通知文中「建築行政機関」、「特定行政庁又は建築主事」又は「建築主事」とあるのは、それぞれ「指定確認検査機関」と読み替える。

第2 その他

- 1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)においては、同法第17条に基づき建築主事が適合通知を行い、都道府県知事が認定を行った場合には、建基法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認が行われたものとみなす。建基法第93条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- 2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)においては、同法第5条に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をした時は、建基法第6条第1項の規定による確認又は建基法第18条第3項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第93条の規定は、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- 3 旧建基法第38条を適用した建築物は、平成14年6月1日以降、一部の建築物にあっては不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。

第5節 審査方法

第1 関係法令適用の範囲

1 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は次によること。

- (1) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制文は、第2.2「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。

なお、建基法第6条第4項（準用される場合を含む。）に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、第2.3「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。

- (2) 消防法関係について、すべての規定とすること。

- (3) 第2.4「関係法令上における防火に関する規定」によるものとし、消防同意の審査にあたっては、これらを参考にすること。

2 その他

- (1) 各建築物の用途別の審査上の防火に関する規定は、別表1－3の「消防同意書類審査上必要な用途ごとの防火・避難に関する規定」を参照のこと。

- (2) 従来は建基法第6条第1項第1号から第3号の建築物で建設大臣が指定した型式住宅と建基法第6条第1項第4号に掲げる建築物で建築士の設計に係わるもの（以下「4号建築物」という。）については、建基法第2章関係の単体規定の一部の審査を要しないこととされた。

平成10年6月12日に「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」が公布され、「型式適合認定制度及び型式部材等製造者認証制度等に関する部分」が、「建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第211号）」により、平成12年6月1日から施行され、本改正により、確認検査の合理化を図るために「型式適合認定」制度及び「型式部材等製造者の認証」制度が設けられた。

この改正に伴い、建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項（第68条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用することとされていることから、消防同意の審査及び使用検査時において、認定に係る一連の規定（建基政令第136条の2の11に定める規定）、建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査及び検査の省略される規定とされた。

消防同意時及び使用検査時において審査及び検査が省略される規定と審査検査の対応については、第1章第5節第2.6の「消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応」を参照すること。

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

- (1) 建築基準法関係

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- ウ 北海道建築基準法施行条例（昭和 35 年北海道条例第 33 号）

(2) 消防法関係

- ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- イ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- ウ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- エ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- オ 危険物の規制に関する省令（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- カ 石狩北部地区消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 26 号）
- キ 石狩北部地区消防事務組合火災予防規則（平成 16 年規則第 9 号）
- ク 石狩北部地区消防事務組合火災予防規程（平成 17 年訓令第 1 号）

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 61 号）

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- イ 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）
- ウ 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）

(5) 都市再開発法関係

- ア 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）
- イ 都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）

(6) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律関係

- ア 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- イ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成 6 年政令第 311 号）
- ウ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成 6 年建設省令第 26 号）

(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
- イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）
- ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）

(8) 労働基準法関係

- ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- イ 事業附属寄宿舎規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
- ウ 建設業附属寄宿舎規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）

(9) 労働安全衛生法関係

- ア 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- ウ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- エ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）

(10) 医療法関係

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）
- イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

(11) 薬事法関係

- ア 薬事法（昭和35年法律第145号）
- イ 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）

(12) 国際観光ホテル整備法関係

- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）

(13) 学校教育法関係

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- イ 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）

(14) 児童福祉法関係

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(15) 老人福祉法関係

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
- ウ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

(16) 倉庫業法関係

- ア 倉庫業法（昭和31年法律第121号）
- イ 倉庫業法施行規則（昭和47年運輸省令第59号）

(17) 火薬類取締法関係

- ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- イ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）

(18) ガス事業法関係

- ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）

(19) 高圧ガス保安法関係

- ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- イ 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）
- ウ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）

(20) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）
- ウ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）

- (21) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係
ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）
- (22) 官公庁施設の建設等に関する法律関係
官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- (23) 駐車場法関係
ア 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
イ 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）
- (24) 知的障害者福祉法関係
ア 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
イ 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 年厚生省令第 57 号）
- (25) 石油パイプライン事業法関係
ア 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）
イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和 47 年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第 2 号）
- (26) 石油コンビナート等災害防止法関係
ア 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
イ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）
ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）
- (27) 公衆浴場法関係
公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (28) 環境基本法関係
環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (29) 賃屋営業法関係
賃屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
- (30) 介護保健法関係
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
- (31) 屋外広告物法関係
屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

2 建築基準法令上の防火に関する規定

- (1) 集団規定
- ア 防火地域内の建築物（建基法第 61 条）
イ 準防火地域内の建築物（建基法第 62 条、建基政令第 136 条の 2）
ウ 屋根の不燃規制（建基法第 63 条）
エ 開口部の防火規制（建基法第 64 条）
オ 隣地境界線に接する外壁（建基法第 65 条）

カ 屋上に設ける広告塔の不燃規制（建基法 66 条）

キ 総合的設計による一団地の建築物の取扱い（建基法第 86 条）

(2) 単体規定

ア 構造関係

（ア）大規模建築物の主要構造部（建基法第 21 条、建基政令第 109 条の 4、129 条の 2 の

3）

（イ）屋根の不燃性能（建基法第 22 条、建基政令第 109 条の 5）

（ウ）木造建築物等の外壁（建基法第 23 条、建基政令第 109 条の 6）

（エ）木造建築物等である特殊建築物の外壁等（建基法第 24 条、建基条例第 61 条）

（オ）大規模木造建築物等の外壁等（建基法第 25 条）

（カ）耐火建築物、準耐火建築物とすべき特殊建築物（建基法第 27 条、建基政令第 115 条の 2 の 2、115 条の 3、115 条の 4、116 条）

（キ）地階に設ける居室の構造（道建基条例第 16 条）

（ク）自動車車庫、自動車修理工場の構造（道建基条例第 35 条）

（ケ）長屋の形態及び戸数（道建基条例第 8 条）

イ 防火区画、防火壁及び界壁関係

（ア）大規模木造建築物の防火壁（建基法第 26 条、建基政令第 113 条、115 条の 2）

（イ）面積による区画（建基法第 36 条、建基政令第 112 条）

（ウ）異種用途の区画（建基法第 36 条、建基政令第 112 条）

（エ）吹抜け等の堅穴区画（建基法第 36 条、建基政令第 112 条）

（オ）長屋、共同住宅等の界壁等の構造（建基法第 36 条、建基政令第 114 条）

（カ）自動車車庫、自動車修理工場等の区画（道建基条例第 36 条）

ウ 避難関係

（ア）階段の幅員等の規制（建基法第 35、36 条、建基政令第 23～27 条、124 条）

（イ）直通階段、避難階段、特別避難階段の設置（建基法第 35、36 条、建基政令第 120～122 条、123 条の 2）

（ウ）屋外階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第 35、第 36 条、建基政令第 121 の 2、123 条）

（エ）廊下の幅員等（建基政令第 119 条）

（オ）屋外への出口等（建基政令第 125 条、125 条の 2）

（カ）幼稚園、学校等の教室の出入口（道建基条例第 22 条）

（キ）屋上広場等の規制（建基政令第 122 条、126 条）

（ク）興行場等の客席部の通路（道建基条例第 44 条、第 47 条）

（ケ）興行場等の出入口等（道建基条例第 42 条、第 43 条、第 45 条）

（コ）興行場等の施設の共用（道建基条例第 48 条）

エ 道路、通路関係

（ア）敷地の接道規制（建基法第 43 条）

（イ）敷地内の通路、空地の規制（建基政令第 128 条、128 条の 2）

（ウ）道路内の建築物の構造等（建基法第 44 条、建基政令第 145 条）

(エ) 興行場等の敷地と道路の関係（道建基条例第 40 条、第 41 条）

オ 内装規制関係

(ア) 特殊建築物等の内装規制（建基法第 35 条の 2、建基政令第 128 条の 3 の 2～129 条）

(イ) 長屋の内装（道建基条例第 10 条）

(ウ) 上階に共同住宅、寄宿舎を設ける建築物の内装（道建基条例第 26 条）

カ 進入口、建築設備関係

(ア) 非常用進入口及び非常用昇降機の設置及び構造（建基法第 34 条、35 条、建基政令第 126 条の 6、126 条の 7、129 条の 13 の 2、129 条の 13 の 3）

(イ) 排煙設備の設置及び構造（建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 2、126 条の 3）

(ウ) 非常用の照明装置等の設置及び構造（建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 4、126 条の 5）

(エ) 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第 32 条、33 条、建基政令第 129 条の 14、129 条の 15）

(オ) 火気使用室等の構造設備（建基法第 28 条、建基政令第 20 条の 3）

(カ) 煙突の構造（建基政令第 115 条、建基条例第 16 条、第 16 条の 2）

(キ) 換気設備の構造（建基政令第 20 条の 2、第 129 条の 2 の 6）

(ク) 給排水等配管設備の設置及び構造（建基政令第 129 条の 2 の 5）

(ケ) 冷却塔設備の構造（建基政令第 129 条の 2 の 7）

(コ) エレベーター、小荷物専用昇降機のかご及び昇降路、出入口戸の不燃材等（建基政令第 129 条の 6、129 条の 7、129 条の 9、129 条の 11、129 条の 13）

キ その他

(ア) 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制（建基政令第 128 条の 3）

(イ) 中央管理室の設置、機能等（建基政令第 20 条の 2、126 条の 3、129 条 13 の 3）

(3) その他

ア 構造、材料、防火設備関係

(ア) 耐火性能、準耐火性能、防火性能、不燃性能（建基法第 2 条、建基政令第 107 条、107 条の 2、108 条、108 条の 2）

(イ) 耐火建築物、準耐火建築物（建基法第 2 条、建基政令第 108 条の 3、109 条の 3）

(ウ) 防火戸その他の防火設備（建基法第 2 条、64 条、建基政令第 109 条、109 条の 2、112 条）

(エ) 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第 35 条、35 条の 2、35 条の 3、建基政令第 111 条、116 条の 2、128 条の 3 の 2）

(オ) 簡易な構造の建築物の規制（建基法第 84 条の 2、建基政令第 136 条の 9、136 条の 10、136 条の 11）

イ 耐火性能検証法（建基法第 2 条、建基政令第 108 条の 3）

ウ 避難上の安全の検証（建基政令第 129 条の 2、129 条の 2 の 2）

3 消防同意時の建築基準法等に係る審査事項

(1) 適用範囲

別表 1－1 から 1－3 の取扱いは、法第 7 条の規定に基づき消防署長が行う同意のうち、

建基法第6条第4項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事が行う確認をする場合又は建基法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関が確認を行う場合において、消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。

(2) 建基法及び建基政令

建基法及び建基政令等については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表1－1から別表1－3に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

4 関係法令上における防火に関する規定

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第23条）

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）

法第23条第1項第1号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準（第13条）

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

計画の認定（第5条第3項第3号、第4号）

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第4号の建設省令で定める防火上の基準（第5条（第1項第2号除く））

(5) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

ア 化学設備を設ける建築物の構造（第268条）

イ 灰捨場の構造（第292条）

ウ 危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第293条）

エ アセチレン発生器室の位置及び構造（第302条、第303条）

オ 移動式アセチレン溶接装置の格納室の構造（第304条）

カ カーバイトのかすだめの構造（第307条）

キ ガス装置室の位置及び構造（第308条、第309条）

ク 危険物等の作業場における避難用出入口、直通階段、警報設備等（第546条～第549条）

ケ 貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第670条、第671条）

(6) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

ア ボイラー室の区画及び出入口（第18条、第19条）

イ ボイラーと可燃物との距離（第21条）

(7) 事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）

ア 第1種寄宿舎の位置、構造等（第7条、第9条、第10条）

イ 第1種寄宿舎の避難階段の数（第11条）

ウ 第1種寄宿舎における階段通路等の表示、出入口構造等（第12条、第13条）

エ 第1種寄宿舎における警報設備及び消火設備（第13条の2、第14条）

オ 第1種寄宿舎における階段の構造及び廊下の構造（第17条、第18条）

(8) 建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号）

- ア 位置（第6条）
- イ 避難用階段等の数、表示及び出入口等（第8条～第10条）
- ウ 警報設備及び消火設備（第11条、第12条）
- エ 階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第13条、第14条、第15条）
- (9) 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）
 - 園舎の階数及び構造（第8条）
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
 - ア 病院及び診療所の構造及び設備（第16条）
 - イ 助産所の構造及び設備（第17条）
 - ウ 診療用の放射性照射装置使用室、放射性同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造（第30条の6、第30条の8、第30条の9）
- (11) 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）
 - ア 放射性医薬品を取り扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備（第1条、第2条）
 - イ 放射性医薬品の製造所の構造及び設備（第9条）
- (12) 國際觀光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）
 - ア 登録ホテルの避難施設、消火器等（第4条）
 - イ 登録旅館の避難施設、消火器等（第17条）
- (13) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
 - 保育所の構造、設備等（第32条）
- (14) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
 - 養護老人ホームの構造、設備等（第11条）
- (15) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
 - 特別養護老人ホームの構造、設備等（第11条）
- (16) 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）
 - 1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等（第3条、第3条の3～第3条の6、第3条の9～第3条の11）
- (17) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
 - ア 定置式製造設備に係る技術上の基準（第4条）
 - イ 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準（第16条）
 - ウ 火薬庫の位置（第23条）
 - エ 地上式1級火薬庫の構造及び設備（第24条）
 - オ 地上覆土式1級火薬庫の構造及び設備（第24条の2）
 - カ 地中式1級火薬庫の構造及び設備（第25条）
 - キ 2級火薬庫の構造及び設備（第26条）
 - ク 3級火薬庫の構造及び設備（第27条）
 - ケ 水蓄火薬庫の構造及び設備（第27条の2）
 - コ 実包火薬庫の構造及び設備（第27条の4）
 - サ 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の構造及び設備（第28条、第29条）
- (18) 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）

- ア 定置式製造設備に係る技術上の基準（第7条）
 - イ 第二種製造者に係る技術上の基準（第12条）
- (19) 一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- ア 定置式製造設備に係る技術上の基準（第6条）
 - イ 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準（第7条）
 - ウ 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準（第7条の2）
 - エ 特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（第7条の3）
 - オ 第二種製造者に係る技術上の基準（第11条、第12条）
 - カ 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第18条）
 - キ 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第22条）
 - ク 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第23条）
 - ケ 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第26条）
 - コ 特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準（第55条）
 - サ その他消費に係る技術上の基準（第60条）
- (20) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）
- ア 貯蔵施設の技術上の基準（第14条）
 - イ 供給設備の技術上の基準（第18条）
 - ウ バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第19条）
 - エ 特定供給設備の技術上の基準（第53条）
 - オ バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準（第54条）
- (21) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
- ア 第一種製造設備に係る技術上の基準（第6条）
 - イ 第二種製造設備に係る技術上の基準（第7条）
 - ウ 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第8条）
 - エ 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第19条）
 - オ 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第23条）
 - カ 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第24条）
 - キ 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第27条）
 - ク 販売業者等に係る技術上の基準（第41条）
 - ケ 特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準（第53条）
 - コ その他消費に係る技術上の基準（第58条）
- (22) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）
- 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造（第14条の7～第14条の11）
- (23) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- 庁舎の構造（第7条）
- (24) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）

- 避難施設及び防火区画（第 10 条、第 11 条）
- (25) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生省令第 22 号）
援護施設の敷地、構造及び設備（第 3 条、第 13 条、第 25 条、第 26 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 62 条、第 71 条）
- (26) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
ア 厚生省令で定める施設とその施設の基準（第 3 条、第 41 条）
イ 構造設備の基準（第 4 条）
- (27) 公衆浴場法施行条例（昭和 24 年北海道条例第 3 号）
その他の措置（第 8 条）

別表 1-1

建築基準法及び同施行令に係る審査事項

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、-：審査の必要のないもの

審査事項	関連条文 (主なもの)	対特 定 象 防 火	非特定防火対象物			長屋	戸 建 住 宅		
			等 共 以 外 住 宅	共同住宅等					
				中高層	低層				
道路との関係	法35条(令128条) (敷地内の通路)	令123条 令125条	○	○	○	○	-		
敷地内通路	法35条(令128条の2) (大規模な木造等の建築物の 敷地内における通路)	令107条 令109条 令109条の2 令109条の3	○	○	○	○	-		
	法43条 (敷地等と道路との関係)	令116条の2	○	○	○	○	○		
	法44条 (道路内の建築規制)	令145条	-	-	-	-	-		
主要構造部の制限	法21条 (大規模な建築物の主要構造部)	令46条 令107条 令107条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令109条の4 令115条の2 令115条の2の2 令129条の2の3	○	○	○	○	○		
	法27条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	令107条 令107条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令115条の2の2 令115条の4 令116条	○	○	○	○			
	法35条の3 (無窓の居室等の主要構造部)	令107条 令108条の2 令111条	○	○	-	-	-		

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、－：審査の必要のないもの

審査事項		関連条文 (主なもの)	対特 定 象 防 火	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅		
				等 共 以 外 同 住 宅	共同住宅等					
					中高層	低層				
主要構 造部の 制限	法 61 条 (防火地域内の建築物)	令 107 条	○				○	○		
		令 107 条の 2		○	○	○				
		令 109 条								
		令 109 条の 2								
		令 109 条の 3								
		令 108 条								
		令 108 条の 2								
	法 62 条 (準防火地域内の建築物)	同上	○	○	○	○	○	○		
		令 136 条の 2								
屋根	法 22 条 (防火地域及び準防火地域以外の建築物の屋根の構造)	法 24 条の 2	○				○	○		
		令 109 条の 5		○	○	○				
外壁等	法 23 条 (外壁) 法 24 条 (木造の特殊建築物の外壁等) 法 25 条 (大規模の木造建築物の外壁等) 法 64 条 (開口部の防火戸) 法 65 条 (隣地境界線に接する外壁)	令 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○		
防火区 画等	法 26 条 (防火壁)	令 108 条	○				○	－		
		令 109 条の 5		○	○	○				
		令 113 条		○	○	○				
		令 115 条の 2								

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、－：審査の必要のないもの

審査事項	関連条文 (主なもの)	対特 定 象 物 防 火	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅		
			等 共 以 外 同 住 宅	共同住宅等					
				中高層	低層				
防火区画等	法36条（令112条） (防火区画（面積区画）)	法21条 法27条 法62条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令115条の2の3 令115条の3	○	○	○	○	○		
	法36条（令112条） (防火区画（堅穴区画）)	令107条 令107条の2 令108条の2 令109条 令109条の2	○	○	○	○	－		
	法36条（令112条） (防火区画（異種用途区画）)	法24条 法27条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の2 令115条の2の2	○	○	○	○	－		
	法36条（令114条） (建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	令107条 令107条の2 令112条	○	○	○	○	○		
廊下	法35条（令119条） (廊下の幅)		○	○	○	○	－		

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、－：審査の必要のないもの

審査事項	関連条文 (主なもの)	対特 定 象 防 火	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅		
			等 共 以 外 同 住 宅	共同住宅等					
				中高層	低層				
階段	法 35 条 (令 120 条) (直通階段の設置)	令 107 条 令 107 条の 2 令 108 条の 2 令 116 条の 2	○	○	○	○	－		
	法 35 条 (令 121 条) (2 以上の直通階段を設ける場合)	令 107 条 令 107 条の 2 令 108 条の 2 令 123 条	○	○	○	○	－		
	法 35 条 (令 121 条の 2) (屋外階段の構造)	令 107 条の 2	○	○	○	○	－		
	法 35 条 (令 122 条) (避難階段の設置)	令 123 条 令 107 条 令 107 条の 2 令 108 条の 2 令 109 条 令 109 条の 2 令 112 条 令 126 条	○	○	○	○	－		
	法 35 条 (令 124 条) (物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)	令 123 条 令 126 条	○	/	/	/	/		
	法 36 条 (令 23 条) (階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)	令 120 条 令 121 条	○	○	○	○	－		
	法 36 条 (令 24 条) (踊場の位置及び踏面)		○	○	－	－	－		
	法 36 条 (令 25 条) (階段及びその踊場の手すり)		－	－	－	－	－		
	法 36 条 (令 26 条) (階段に代わる傾斜路)		－	－	－	－	－		

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、－：審査の必要のないもの

審査事項	関連条文 (主なもの)	対特 定 象 防 火	非特定防火対象物		長屋	戸建 住宅
			等 共 以 外 同 住 宅	共同住宅等		
				中高層	低層	
出入口	法35条(令118条) (客席からの出口の戸)	○	－	／＼	／＼	／＼
	法35条(令125条) (屋外への出口)	○	○	－	－	－
	法35条(令125条の2) (屋外への出口等の施錠装置 の構造等)	○	○	－	－	－
屋上広 場	法35条(令126条) (屋上広場等)	○	○	○	－	－
内装制 限	法35条の2 (特殊建築物等の内装)	令128条の3の2 令128条の4 令129条	○	○	○	－
非常用 の昇降 機	法34条2項 (非常用の昇降機)	令129条の6 令129条の7 令129条の13の2 令129条の13の3	○	○	○	－
排煙設 備	法35条(令126条の2) (排煙設備の設置)	令126条の2 令107条 令107条の2 令108条の2 令109条 令109条の2 令112条 令115条 令116条の2 令129条の2の5	○	○	○	－
非常用 の照明 装置	法35条(令126条の4) (非常用の照明装置の設置)	令126条の5 令116条の2	○	○	○	－
非常用 の進入口	法35条(令126条の6) (非常用の進入口の設置)	令126条の7 令129条の13の3	○	○	○	○

※審査の要否 ○：審査が必要なもの、-：審査の必要のないもの

審査事項	関連条文 (主なもの)	対特定防火物	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅		
			等共同住宅以外	共同住宅等					
				中高層	低層				
地下街	法 35 条（令 128 条の 3） (地下街)	令 23 条 令 108 条の 2 令 109 条 令 109 条の 2 令 112 条 令 126 条の 2 令 126 条の 3 令 126 条の 4 令 126 条の 5 令 129 条の 2 の 5	○						
簡易な構造の建築物	法 84 条の 2 (簡易な構造の建築物に対する制限)	令 136 条の 9 令 136 条の 10	○	○					
その他	法 40 条（条例附加）	別記 4 「消防同意書類審査上必要な用途ごとの防火・避難に関する規定」を参照すること。							

〔備考〕

1. 「特定防火対象物」とは、建築物であって消防法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に定める防火対象物をいう。
2. 「非特定防火対象物」とは、建築物であって政令別表第一に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
3. 「共同住宅等」とは、建築物であって政令別表第一 (5) 項に掲げる防火対象物をいう。
4. 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、共同住宅等以外のものをいう。
5. 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が 3 を超えるものをいう。
6. 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が 3 以下のものをいう。
7. 「長屋」とは、政令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋（2 以上の住居を有する建築物で、隣接する住戸が開口部のない壁又は、床を共有し、廊下・階段等の共用部分を有しない形式の建築物）をいう。
8. 「戸建住宅」とは、政令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない戸建ての住宅をいう。
9. 関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。
10. この表における、「法」とは建基法をいい、「令」とは建基政令をいう。

別表 1－2

各種検証法により適用除外となる条文

各種検証法	適用除外となる条文（建基政令）
耐火設計法	令第112条第1項及び第5項から第16項まで 令第114条第1項及び第2項 令第117条第2項 令第120条第1項、第2項及び第4項まで 令第121条第2項 令第122条第1項 令第123条第1項及び第3項 令第123条の2 令第126条の2 令第128条の4第4項 令第129条第1項及び第4項 令第129条の2第1項、第4項 令第145条第1項第一号及び第2項
防火区画 検証法	令第112条第1項、第5項から第10項まで、第12項から第14項まで及び第16項 令第122条第1項 令第123条第1項及び第3項 令第126条の2 令第129条第1項及び第4項 令第129条の2の5第1項 令第129条の13の2 令第129条の13の3第3項
階避難安全 検証法	令第119条 令第120条 令第123条第3項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号 令第124条第1項第二号 令第126条の2 令第126条の3 令第129条（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）
全館避難安全 検証法	令第112条第5項、第9項、第12項及び第13項 令第119条 令第120条 令第123条第1項第一号及び第六号、第2項第二号、第3項第一号、第二号、第九号及び第十一号 令第124条第1項 令第125条第1項及び第3項 令第126条の2 令第126条の3 令第129条（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）

〔備考〕

1. この表における、「令」とは建基政令をいう。

別表 1-3

消防同意書類審査上必要な用途ごとの防火・避難に関する規定

建築物の用途ごとの防火・避難に関する規制内容及び条文は、次表による。

例：法 21～建基法第 21 条、令 112①～建基政令第 112 条第 1 項、条～道建基条例

用途	防火規定	避難規定
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	法 22、法 24、法 27①、法 35 の 2、法 61～法 67、令 112①⑨⑫⑬、令 128 の 4、令 129	令 23、令 24、令 25、令 118、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 125②、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 42、条 43、条 44、条 45、条 46、条 47、条 48、条 49、条 60 の 2～条 60 の 7
病院、診療所	法 22、法 23、法 24、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑤⑨⑫⑬、令 114②、令 128 の 4、令 129、条 57	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
ホテル、旅館、下宿	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 112①②③⑤⑨⑫⑬、令 114②、令 128 の 4、令 129、条 57	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 37、条 38、条 38 の 2、条 60 の 2～条 60 の 7
共同住宅	法 22、法 24、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 112①②③⑤⑨⑫⑬、令 114①、令 115 の 2 の 2、令 128 の 4、令 129、条 26、条 57	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6
寄宿舎	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑫⑬、令 114②、令 115 の 2 の 2、令 128 の 4、令 129、条 26、条 57	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6

〔備考〕

- この表における、「法」とは建基法をいい、「令」とは建基政令をいう。また、「条」とは道建基条例をいう。

例：法 21～建基法第 21 条、令 112①～建基政令第 112 条第 1 項、条～道建基条例

用途	防火規定	避難規定
児童福祉施設等	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑯、令 114 ②、令 128 の 4、令 129、条 57	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
学校	法 22、法 24、法 26、法 27①②、法 61～法 67、令 109 の 5、令 112①②③⑤⑨⑯、令 114②、令 128 の 4、条 23	令 23、令 24、令 25、令 119、令 120 ①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 22、条 60 の 2～条 60 の 7
体育館	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③④⑨⑯、令 128 の 4	令 23、令 25、令 119、令 120①②、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
図書館	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑯、令 128 の 4、令 128 の 4④、令 129、令 129 ⑥	令 23①、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
物品販売店舗、飲食店	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑤⑨⑯、令 128 の 4、令 129	令 23、令 24、令 25、令 119、令 120 ①②③、令 121、令 122①②③、令 124、令 125③、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑯、令 128 の 4、令 129	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6
遊技場	法 22、法 23、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑯、令 128 の 4、令 129	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7

[備考]

- この表における、「法」とは建基法をいい、「令」とは建基政令をいう。また、「条」とは道建基条例をいう。

例：法 21～建基法第 21 条、令 112①～建基政令第 112 条第 1 項、条～道建基条例

用途	防火規定	避難規定
公衆浴場	法 22、法 24、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 112①②③⑨⑫⑬、令 128 の 4、令 128 の 4④、令 129、令 129⑥	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 60 の 2～条 60 の 7
倉庫	法 22、法 23、法 24、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑫⑬、令 128 の 4、令 128 の 4④、令 129、令 129⑥	令 23、令 25、令 119、令 120、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 14
自動車車庫、自動車修理工場	法 22、法 23、法 24、法 26、法 27①②、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑨⑫⑬、令 115 の 4、令 128 の 4、令 129、条 35①②③、条 36①	令 23、令 25、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6
工場	法 22、法 23、法 26、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③④⑨⑫⑬、令 128 の 4、令 129	令 23、令 25、令 117、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 14
事務所等	法 22、法 23、法 26、法 27、法 35 の 2、法 61～法 67、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112①②③⑤⑨⑫⑬、令 128 の 4、令 129、令 129⑥	令 23、令 25、令 117、令 119、令 120①②③、令 121、令 122、令 126 の 2、令 126 の 4、令 126 の 6、条 14
住宅	法 22、法 23、法 35 の 2、法 61、法 62、法 63、法 64、令 109 の 5、令 109 の 6、令 112⑨、令 128 の 4④、令 129⑥、令 136 の 2	令 23、令 25、令 126 の 2、令 126 の 6、条 14
特別の配慮を要する特殊建築物	条 60 の 2～条 60 の 7	

[備考]

1. この表における、「法」とは建基法をいい、「令」とは建基政令をいう。また、「条」とは道建基条例をいう。

5 消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応

建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項（第68条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が建基法第93条第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされている。

これにより、次表に掲げる型式適合認定に係る一連の規定（建基政令第136条の2の11に定める規定）、建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査・検査省略の対象とされる。

ただし、型式適合認定を受けた建築物については、型式に適合しているか否かの審査及び検査は必要である。

また、認証型式部材等を有する建築物については、建基省令第10条の5の16各号の定めるところにより、建築士である工事監理者によって設計図書どおりの工事が行われたかを確認すること。

建築物以外の認証型式部材等については、建基法第68条の19第1項で定める表示（建基省令別記第50号の10様式に定めるもの）を見やすい箇所に表示することとされているので、この表示を確認すること。

消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定一覧表（建基法第6条の3）

対象となる建築物	審査・検査が省略される規定
型式適合認定を受けた部分を有する建築物	型式適合認定は同一の型式で量産される建築設備や、標準的な仕様書で建設される住宅などの型式について、建築基準法の構造、防火、設備及び一般構造にわたる幅広い規定に適合していることを予め認定するもの。認定に係る一連の規定の審査及び型式に適合しているか否かの審査・検査が省略される。（建基法第68条の10）
型式適合認定を受けた部材等を有する建築物	型式部材等製造者認証は型式適合認定を受けた部材等の製造者について、その部材等を適切な品質管理のもと認定型式どおりに製造できる者であるかどうかを審査し、認証するもの。認定に係る一連の規定の審査・検査が省略されるが、型式に適合しているか否かの審査・検査は行われる。（建基法第68条の11）
建築士の設計した法第6条第1項第4号の建築物	建基政令第10第3号又は第4号に掲げる規定の審査・検査が省略される。